

副 本

平成28年(ネ)第5884号 原発メーカー損害賠償請求控訴事件

控訴人 唯野 久子 ほか

被控訴人 GE ジャパン株式会社 ほか

控 訴 答 弁 書

平成29年8月31日

東京高等裁判所第20民事部ハニ係 御中

〒100-8222

東京都千代田区丸の内2丁目6番1号丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所(送達場所)

電 話 03(6266)8597(田中直通)

FAX 03(6266)8497(田中直通)

被控訴人 株式会社日立製作所 訴訟代理人

弁護士

田 中 浩



同

金 丸 和



被控訴人日立製作所は、控訴人らの控訴理由に対し、必要と考えられる範囲に限って反論する。なお、控訴人らのうち、訴訟代理人弁護士に委任している控訴人らを「控訴人唯野ら」、控訴人唯野ら以外の控訴人らを「選定当事者ら」という。

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 控訴人唯野ら及び選定当事者らの控訴をいずれも棄却する
- 2 控訴費用は、控訴人唯野ら及び選定当事者らの負担とするとの判決を求める。

第2 控訴人唯野らの控訴理由について

1 判断の遺脱について

控訴人唯野らは、原判決には、憲法29条2項及び適用違憲の2点の主張について判断の遺脱があると主張するが、以下に述べるとおり、判断の遺脱はなく、控訴人唯野らの主張は誤りである。

(1) 憲法29条2項について

控訴人唯野らは、原審において、憲法29条2項の判断を求めたにもかかわらず、判断がなかったと主張する（控訴人唯野ら控訴理由書4頁）。

しかし、憲法29条2項は、いうまでもなく財産権に関する規定であるところ、原判決は、財産権と責任集中制度との関係について、「原賠法の責任集中制度が憲法29条1項に反して無効である旨の原告唯野らの主張は採用することができない。」（原判決28頁）と判示し、責任集中制度はおよそ財産権を侵害するものではないとの判断を示しているのであり、財産権との関係について原判決に判断の遺脱はない。

また、原判決は、上記判示の理由において、原賠法の責任集中制度が定める損害賠償請求権は、「通常の不法行為等に基づく」損害賠償請求権と比較すると、「財産権の行使の相手方について、一定の制約を加えるものである」（原判決27頁）が、そもそも損害賠償請求権という財産権は、民法が定める損害賠償請求権についても「様々な特則が規定されている」ように、「誰にどの範囲で請求権を行使できるもの

とするか」については、「その被害回復のために合理的なものとはいえないような特段の事情のない限り、立法の裁量である」財産権であると判示している（同上）。

したがって、「誰にどの範囲で請求権を行使できるものとするか」に関する内容が、被害回復のために不合理であると認められない限り、そもそも損害賠償請求権という財産権が制約されているとはいえず、憲法29条2項による違憲審査の問題にはならない。かかる点からも、原判決に判断の遺脱はない。

さらに、原判決の上記判示は、責任集中制度の内容が、憲法29条2項にいう「公共の福祉」に適合していることを当然に意味するものであるから、原判決に判断の遺脱があるとの控訴人唯野らの主張は、かかる点からも失当である。

(2) 適用違憲について

控訴人唯野らは、原審において、適用違憲の判断を求めたにもかかわらず、判断がなかったと主張する（控訴人唯野ら控訴理由書4頁）。

しかし、原判決は、原賠法は、合憲限定解釈をしなければ違憲となる法律ではなく、全面的に合憲であるとの判断を示したのであり、かかる判断は、適用違憲の主張は認められないとの判断を示したこと意味している。

すなわち、本件事故に適用する限りで原賠法が違憲であるとの控訴人唯野らの立論は、「法令が当然に適用を予定している場合の一部につきその適用を違憲と判断するものであつて、ひつきょう法令の一部を違憲とする」主張であるところ（最高裁判所昭和49年11月6日刑集28巻9号393頁〔猿払事件〕）、原賠法は合憲であるとの原判決の判断（原判決24～30頁）は、かかる主張が成り立たないことを当然に含意しているのであるから、控訴人唯野らの上記主張は失当である。

原賠法の責任集中制度は、まさに本件事故のように賠償措置額を大きく上回る損害が発生した場合にも適用されることを想定した上で構築されたものであつて、原賠法の規定が合憲であるにも関わらず、それを本件事故に適用することは違憲であるということはあり得ない。

2 当審における新たな主張について

(1) 原賠法の違憲性に関する主張について

控訴人唯野らは、本件事故後に責任集中制度を支える立法事実は失われたと主張し、これを原賠法を違憲とする根拠として援用している（控訴人唯野ら控訴理由書50頁以下及び控訴人唯野ら第1準備書面）。

しかし、そもそも本件事故から3年以上を経過した平成26年11月、原子力損害の補完的な補償に関する条約の締結を受けて原賠法の改正がなされたが、責任集中制度に変更はなく、控訴人唯野の上記主張は理由がない（被控訴人日立製作所の原審における答弁書10～11頁）。

また、仮に本件事故後において、本件事故による損害が発生し続けているとしても、その原因たる違法行為として捉えられるのは、あくまでも本件事故以前になされた行為である。したがって、本件事故以前の違法行為により発生した損害賠償責任が免責されるか否かは、あくまでも本件事故時点における責任集中制度に基づいて判断されるのであり、仮に、本件事故後に責任集中制度を支える立法事実が失われたと認められるとしても、その判断が覆る理由はない。控訴人唯野らが主張する本件事故後の事実は、本件事故を受けて法改正をすべきか否かの立法論とは関係があり得るもの、本訴との関係では意味を持たない。

(2) 原賠法が違憲であることを前提としない主張について

控訴人唯野らは、原賠法が違憲でないとしても、原発メーカーである被控訴人は民法709条及び製造物責任法上の責任を負うと主張する（控訴人唯野ら控訴理由書66～79頁）が、理由がない。

まず、控訴人唯野らは、「被控訴人唯野ら原発メーカーは原賠法が定める責任集中制度によって、実質的には免責とはなるわけではない。」と主張し、その理由として、①

国際法と日米原子力協定、②事業者間の内部関係、③原賠法・補償契約法、責任保険約款・保証契約約款の構造をあげる（控訴人唯野ら控訴理由書66頁）。しかし、本件の争点は、「被控訴人ら原発メーカーが免責となるか否か」ではなく、「控訴人唯野らが、原発メーカーに対し、原賠法が規定する原子力損害の賠償を請求することができるか否か」である。そして、仮に「原発メーカーが免責とならない」としても、控訴人唯野らの原発メーカーに対する損害賠償請求が可能であるとの結論が導き出されるわけではない（例えば、原発メーカーに故意がある場合、原子力事業者から原発メーカーに対する求償権の行使が可能であり、その限りで原発メーカーは免責されないといえるが、だからといって、被害者から原発メーカーに対する直接の損害賠償請求が認められるわけではない）。控訴人唯野らの上記主張は、本件の争点とは直接の関係がなく、意味がない。

加えて、「被控訴人ら原発メーカーは…実質的には免責とはなるわけではない。」との控訴人唯野らの主張は、以下のとおり、それ自体としても理由のない主張であり、失当である。

第一に、「1 現行『日米原子力協定』」記載の主張（控訴人唯野ら控訴理由書66頁～68頁）については、日本政府と米国政府間の問題であり、原賠法上、原発メーカーの責任が免責されているかとは、無関係である。米国の裁判事例の項目（控訴人唯野ら控訴理由書68頁）で論じられていることも、結局のところ責任集中制度が妥当か否かという政策論に過ぎず、原賠法の解釈の根拠となり得ない。

第二に、「2 責任集中制度は事業者の内部関係上の規律」記載の主張（控訴人唯野ら控訴理由書69～71頁）は、原賠法の明文に明らかに反しており、同法の解釈として到底成り立ち得ないものである。原賠法は、原子力事業者に責任を集中した上で、第三者に故意のある場合に限って、原子力事業者に対して、第三者に対する求償権を認めている（同法5条）のであり、この限りにおいてのみ原発メーカーを含む第三者の責任を認めているが、これ以外の場合には、第三者の責任を明確に免責している（同法4条）。

第三に、「3 法と約款の構造」記載の各主張（控訴人唯野ら控訴理由書71頁～76頁）についても、いずれも理由がなく、原賠法の文言から乖離した独自の解釈論を展開するものに過ぎないが、以下、必要な限りで反論しておく。まず、控訴人唯野らは、責任保険約款の求償権不行使特約の存在や補償契約約款の存在を強調している（控訴人唯野ら控訴理由書71頁～74頁）が、そもそも約款の内容から法律の解釈が導き出されるものではない。また、約款にこれらの規定があることと、責任集中制度により原子力事業者以外の第三者が免責されていることとは何ら矛盾するものではなく、全くもって責任集中制度は事業者の内部関係上の規律であることの根拠にならない。また、控訴人唯野らは、国家賠償責任は免責されていないこと（控訴人唯野ら控訴理由書74頁）も根拠に挙げるが、国が免責されるか否かと、民間の原発メーカーが免責されるか否かとは無関係である。さらに、控訴人唯野らが根拠として挙げる卯辰昇氏の論文は、原子力事業者が破産した場合における、原子力事業者による求償権の債権者代位権の行使について述べているに過ぎず、被害者から原発メーカーに対する損害賠償請求権の存在を何ら基礎付けるものではない。

第四に、「4 無過失責任主義—被害者の保護に関し、過失責任主義を排除しない一」については、原賠法の規定を曲解する独自の見解であり理由がない。原賠法の責任集中制度は、原子力事業者に無過失責任を負わせると同時に、原子力事業者に賠償責任を集中させ（同法3条）、原子力事業者以外の第三者は賠償責任を負わないとしている（同法4条1項。ただし、同法5条により、当該第三者に故意がある場合に限り、原子力事業者からの求償が認められる。）。ここで、同法4条における免責となる場合は、明文上、同法3条所定の場合、すなわち、「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転により原子力損害を与えたとき」と定められている。したがって、「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転により原子力損害を与えたとき」は、原子力事業者は、その過失の有無にかかわらず賠償責任を負い、原子力事業者以外の第三者は、その過失の有無にかかわらず賠償責任を負わないのであり、あとは、第三者に故意がある場合には例外的に、原子力事業者に求償権が発生するに過ぎない。

以上のとおり、控訴人唯野らの主張は、いずれも理由がない。そもそも、原賠法が違憲でない以上、原賠法所定の原子力損害については、当然に責任集中制度が適用されるのであるから、仮に控訴人唯野らが主張する損害が、本件事故により生じた原子力損害であると認められる場合、原発メーカーである被控訴人らが、控訴人唯野らに対し、民法709条及び製造物責任法に基づく損害賠償責任を負うことはない。原告唯野らの上記主張は、原賠法は合憲であることを前提としながら、その適用を否定するものであり、法解釈としておよそ成り立つ余地はない。

(3) 債権者代位権の無資力要件に関する主張について

控訴人唯野らは、本件においては無資力要件は不要であると主張する（控訴人唯野ら控訴理由書80～84頁）。

しかし、債権者代位権を定める民法423条は、「自己の債権を保全するため」という要件を明確に定めており、この要件が、金銭債権を被保全債権とする債権者代位権の行使においては債務者の無資力を意味することは、判例通説として定着している。控訴人唯野らの主張は、判例通説に反する独自の見解というほかない。なお、控訴人唯野らは、自らの主張の根拠として、東京地裁平成19年10月5日判決をあげる（控訴人唯野ら控訴理由書81頁）。しかし、この裁判例は、振り込め詐欺という犯罪の被害者が、振込先口座の名義人に対する不当利得返還請求権を保全するため、同口座名義人の有する預金債権の払戻請求権を代位行使したという特殊な場面についての救済的な判断に過ぎず、本件とは無関係であり、一般化することもできない。しかも、この裁判例は、無資力要件を不要としたわけではなく、「本件のような振り込め詐欺の事案において…本件口座に不当に利得した金員そのものが預金として滞留し、本件口座の開設及びその後の入出金状況並びに本件口座凍結後本件口座名義人が同口座につき何らの措置を執っていないことから、本件口座名義人が今後、本件口座に残存した預金の払戻しを請求する見込みがないと判断される場合は、その事情も…無資力の判断において原告に有利に考慮されるべきである」とした

ものであり（金法1826号56頁以下に判決文が掲載されている）、控訴人唯野らの主張の根拠となるものではない。

次に、控訴人唯野らは、保全の必要性として債務者の資力に関する要件が要求されるとしても、債権者が「債権の満足を得られなくなる危険」があれば足りるとし（控訴人唯野ら控訴理由書80頁）、かかる主張を前提に、「東京電力の債権者たる本件事故の被害者が、債権の満足を得られない危険にさらされていることは明らかであって、東京電力は無資力にほかならない」と主張する（控訴人唯野ら控訴理由書80頁、84～92頁）。

しかし、そもそも控訴人唯野らが主張する無資力要件は、判例通説とは異なる独自の見解であり、失当であることに加え、仮に控訴人唯野らが本件事故により原子力損害を被ったとしても、これにつき原子力事業者である東京電力から完全な賠償を受けることができる所以あって、控訴人唯野らが自己の債権について完全な満足を得られなくなる危険があるとは認められない。

このことは、平成23年5月13日の関係閣僚会合決定（丁4）が、原子力損害賠償・廃炉等支援機構が原子力事業者に対し損害賠償に必要な金額のすべてを援助し、機構の援助により「原子力事業者を債務超過にさせない。」旨明言し、現に、平成29年8月23日の時点までに機構から原子力事業者たる東京電力に7兆5889億円の資金が交付され（丁16）、かかる資金が原子力損害の賠償債務の履行に充てるための資金（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法41条1項1号）となっていることからも明らかである。この点、控訴人唯野らは、国が東京電力に対する支援を打ち切ることが現実的にあり得るとしている（控訴人唯野ら控訴理由書87～92頁）が、根拠のない憶測に過ぎず、現に自己の債権について完全な満足を得られなくなる危険があることについて何ら立証できていない。

いずれにしても、本訴において控訴人唯野らが請求している損害賠償額は、一人当たり100円、合計しても37万6700円に過ぎないのであって、控訴人唯野らが、かかる自己の債権について完全な満足を得られなくなる危険が生じていると

は、到底、認められない。

(4) その他の主張について

控訴人唯野らは、前橋地判平成29年3月17日を、ノー・ニュークス権が人権として認められるべき根拠として主張する(控訴人唯野ら第1準備書面18頁以下)。

同判決自体、地裁の一事例に過ぎないが、そもそも同判決は、不法行為該当性が問われた事件であり、ノー・ニューカス権ないしはこれに類する権利が憲法上保護されるかが問題となった事案ではないため、本件とは事案が異なる。同判決は、ノー・ニューカス権は憲法上の人権であり、かかるノー・ニューカス権を侵害する原賠法上の免責規定は違憲であるとの主張の根拠とはなり得ない。

3 その余の主張

控訴人唯野らのその余の主張は、実質的には原審の主張の繰り返しであるところ、かかる主張が失当であることは、原審における被控訴人日立製作所の主張から明らかであるため、個別に追加で反論することはしない。

第3 選定当事者らの控訴理由について

選定当事者らの控訴理由については、判断の遁脱があると主張する部分についてのみ以下で反論する。その余については、原審の主張内容の繰り返しであり、かかる主張が失当であることは、原審における被控訴人日立製作所の主張から明らかであるため、新たに個別に反論する要がない。

選定当事者らは、「『選定当事者ら』の請求のうち、原判決が判決理由で検討したのは、わずか原子力損害の範囲と因果関係に関する法解釈のみである」(選定当事者ら控訴理由書3頁)と主張し、①原発の製造・稼働及び輸出そのものが違憲であること、②原発メーカーと原発事業者の原発ビジネス契約は反社会的で公序良俗に反し、違法・無効な法律行為であること、③原賠法は違憲立法であり、たとえ違憲

立法でなくても、民法の不法行為法及び製造物責任法に基づき、原発メーカーらは損害賠償を支払うべきであることについて、「原判決が全く検討していない」と主張する（同3～4頁）。

しかし、第一に、原賠法自体は、原発の製造・稼働及び輸出の根拠法令ではないため、原発の製造・稼働及び輸出そのものが違憲か否かは、原賠法の違憲性の判断基準となるものではないから、①の主張は主張自体失当であり、判断の要がない。

第二に、選定当事者らがいう原発ビジネス契約の適法性・有効性と、本件事故により生じた損害の賠償を求める選定当事者の本訴請求の可否とは無関係であり、②の主張も主張自体失当であるから、判断の要がない。また、選定当事者らは、違法な契約を締結したことが不法行為を構成すると主張するようであるが（選定当事者ら控訴理由書7～9頁）、いずれにせよ、原賠法の責任集中制度により免責となるため、原賠法が違憲であると認められない限り、判断の要がない。

第三に、原賠法の違憲性について選定当事者が主張するのは、原発の製造・稼働及び輸出そのものが違憲との主張であって（選定当事者ら控訴理由書9頁）、かかる主張が主張自体失当であり判断の要がないことは、上記のとおりである。また、原賠法により、選定当事者らが主張する精神的損害の原発メーカーに対する請求が否定されることについては、原判決30頁において明確に判断されており、判断の遺脱はない。なお、この点、選定当事者らは、相当因果関係説ではなく、事実的因果関係説に立つべきとの主張を展開している（選定当事者ら控訴理由書12頁）。そもそも、相当因果関係説が現在の判例・実務であるが、事実的因果関係説に立つにせよ、相当因果関係説に立つにせよ、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用と「因果関係」のある全ての損害を含むところ、精神的損害もこれに含まれることは変わりないのであり、議論の実益がない。したがって、③についても判断の遺脱はない。

以上のとおり、原判決には選定当事者らが主張するような判断の遺脱はない。いずれにせよ、原賠法が合憲であることは、原判決が詳細に判示しているところであ

り、そうである以上、選定当事者らが主張する損害が本件事故により生じた原子力損害に該当する限り、原賠法が適用され、その賠償責任を負うのは原子力事業者に限られる。したがって、「原子力損害の範囲と因果関係に関する法解釈」により、選定当事者らが主張する損害が、本件事故による原子力損害に該当すると認められれば、それだけで本訴請求は棄却されるのであるから、その余の点について判断する必要は全くなく、判断の遺脱とはいえない。

第4 結語

控訴人唯野らの主張及び選定当事者らの主張は、いずれも理由がなく、排斥されるべきことは明らかであるから、すみやかな控訴棄却を求める。

以上